



## 敦賀海上保安部長公示第1号

港則法第43条に基づき、同法第39条第1項及び第2項の規定により、和田港において次のとおり航泊を禁止したので公示する。

令和元年6月26日

敦賀海上保安部長



### 和田港における航泊の禁止について

和田港において、海水浴場開設に伴い、下記により船舶（ろかいのみをもつて運転する船舶を除く）の航泊を禁止する。

但し、海難救助に従事する船舶、区域明示ブイを補修する船舶、その他敦賀海上保安部長が認めた船舶については本公示対象船舶から除外する。

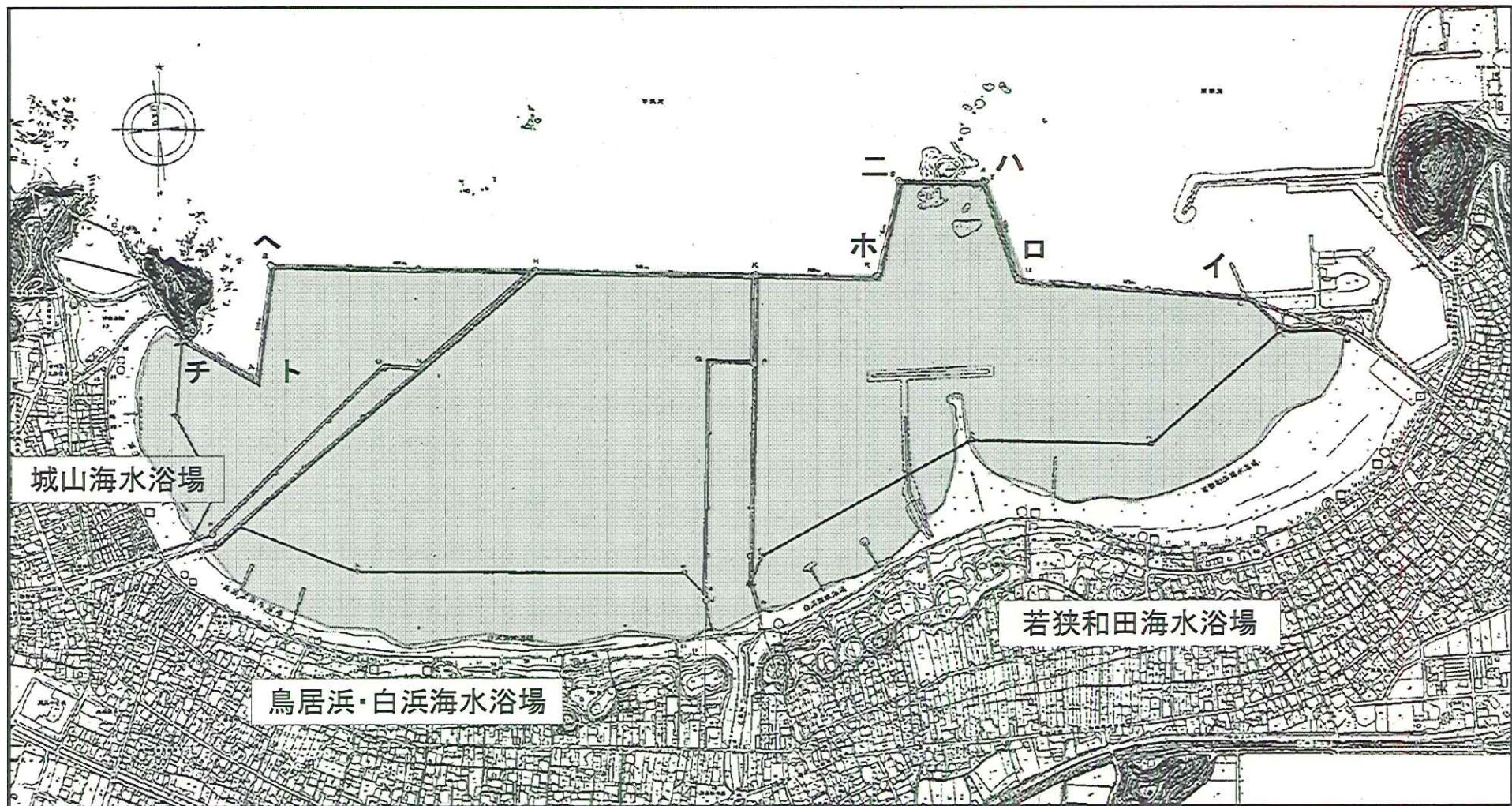
記

1. 期間 令和元年7月6日～令和元年8月18日

2. 区域 別図の各点を順次に結んだ線及び海岸線によって囲まれた海域  
(若狭和田・鳥居浜・白浜・城山海水浴場)

3. 備考 航泊禁止区域にはオレンジ色及び黄色のブイにより、明示されている。

## (航泊禁止水域図)



イ. 和田港北防波堤灯台から真方位137度200メートル  
口. イから270度400メートル  
ハ. ハから345度200メートル  
二. ハから270度100メートル

ホ. ニから196度200メートル  
ヘ. ホから270度960メートル  
ト. ヘから185度190メートル  
チ. トから303度95メートル